

平成19年第2回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成19年8月10日(金曜日) 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第41号 鉄道跡地整備等基金条例の制定について
- 第5 議案第40号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6 議案第42号 財産の取得について
- 第7 議案第43号 林産物売払いについて

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（1名）

6番 松浦啓博君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
社会教育課業務監	上野敏夫君
教育委員長職務代理者	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成19年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告を願います。

議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成19年第2回臨時町議会の議会運営について協議をいたしました。

議件につきましては、町長提案が4件でございます。行政報告につきましては3件、会期は本日1日間であります。議事日程につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上のとおり決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、今臨時会閉会后、委員会室におきまして、全員協議会を開催することになっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（橋本憲治君） ご苦労様でございました。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠を報告いたします。本日は、松浦啓博議員からの欠席の届出が出ております。したがって、9名の出席になります。

そのほか、白崎教育委員会委員長に代わって、飯田職務代理者が出席しております。また、鳥山農業委員会会長、田古選挙管理委員会委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が4件でございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、

会議規則第118条の規定により議長において、7番、佐藤静基君、8番、山本朝英君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

議場の室温も上がっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたしますので、説明員の皆さんも暑ければぜひ脱いで説明をしていただきたいと思います。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告があります。この際、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

行政報告に先立ちまして、第2回臨時町議会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日は、平成19年第2回臨時町議会をご招集申し上げましたところ9名のご出席をいただき、あらためまして厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会にご提案しています議案は、平成19年度の一般会計予算に1億7,131万2,000円を追加させていただき、歳入歳出それぞれ41億8,429万6,000円とする補正予算案を提出させていただきました。

単行議案としましては、まず、ふるさと銀河線鉄道施設の撤去や鉄道敷地の整備、バスの運行経費の財源として基金を設置するため、「鉄道跡地整備等基金条例」の制定について提案させていただいております。

そのほか、訓子府中学校の教育用コンピュータの更新について財産の取得の議決を、また、町有林で生産した林産物の売払いについての議決をいただきたいと存じます。

なお、詳しくは担当課長に説明させますので、ご審議を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、お手元の行政報告についてご報告を申し上げます。

行政報告につきましては、3項目の行政報告をさせていただきます。

1項目めの降雹^{こうひょう}等による農作物被害についてでございます。

ご存知のとおり、7月26日午後5時頃の降雹・集中豪雨によりまして、農作物に被害が生じたので、その状況についてご報告をさせていただきます。

町及び農協では、26日の翌27日、7班編成で被害が大きかった地域を中心に、ほ場巡回と実践会長などからの聞き取り調査などによりまして、状況の把握に努めさせていただき、全戸対象にFAXによる被害の取りまとめを実施したところでございます。

その結果、高園・西富・中央・穂波・実郷・清住・緑丘地区の広範囲にわたりまして降

雹があり、たまねぎを中心に小麦、馬鈴しょ、てん菜、スイートコーン等にも被害が発生してございます。

作物別の被害面積は、たまねぎが約387ha、馬鈴しょで86ha、てん菜が89ha、スイートコーンが10ha、小麦が39haなど、総計で申しますと83戸、620haの被害となっております。

先般の行政報告でも申し上げましたとおり、6月22日の降雹に続いてのたび重なる被害ということで、あらためて自然の脅威の恐ろしさを感じているところでございます。

被害を受けられた農家の皆さんに対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、今後作物の回復を願うところでございます。

以上、農作物の被害報告を申し上げましたけれども、今後、JAと協議しながら資金対応等についてさらに検討してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の常呂川の濁水問題についてでございます。

去る、6月22日に引き続き、7月23日、26日、28日と訓子府町に降りました集中豪雨によりまして、常呂川が濁り、北見市浄水場が取水停止を行った問題につきまして、その概要と各関係機関の対応などについて、あらためて私どものほうから報告をさせていただきます。

本年の6月と7月の降雨は、先の降雹被害と合わせて一部雹を含みながらも、町内の狭い範囲内でございますけれども、経験のない強い雨が短時間に降ったものであります。

新聞報道等では、オシマ川の濁度が最も高く、降雨直後で2万を超える数値であると報じられておりますけれども、6月22日の降雨で特に緑丘や協成方面に強い集中豪雨がございまして、境野観測所では1時間に17ミリのやや強い雨が観測されていますけれども、レーダーのアメダスによりますと1時間に50ミリ以上の非常に強い雨が局地的にオシマ川上流をほぼ直撃したものでございます。

町の道路河川等の施設被害につきましては、道路路面の洗掘や路面に土砂堆積などの被害を受けていますが小規模でございます。しかし、また河川につきましては、一部連節ブロックに損傷を受けておりますし、小規模とは言いながらも道路河川とも既定予算内の私どもは維持管理費で復旧を行っているところでございます。

北見市への断水支援につきましては、「日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定」というものがございまして、6月に1,046トン、7月に719トンの臨時給水を行ったところでございます。

常呂川へ流れ込む濁水対策につきましては、「北海道一級河川環境保全連絡協議会網走地方部会」が中心になりまして、開発局では流入支川の樋門に堆積している土砂の撤去、さらに濁度の高い支川からの流入を分離するために、常呂川第一首工からオシマ川までの850mに大型土のうを積む作業を行っているところでございます。

また、北海道はオシマ川、シルコマベツ川、ケトナイ川、ポンケトナイ川などの堆積土砂の撤去と袋型根固工ふくろがたねがためこうを設置し、流出土砂の沈降促進対策を行っているところでございます。

町としては、河川への土砂流出防止に有効な対策の一つとして、林地に設けてあります治山ダムの土砂撤去及び治山事業の実施が重要であると考え、網走支庁を中心とする関係

機関への要請を行っているところでございます。その他の具体的な対策としましては、町道緑丘大谷線沿いの急傾斜耕地に、大型土のうによる表土流失の緊急対策及び道路側溝の土砂上げを実施しているところでございます。

また、土砂流出を抑えるための対策として、小河川に沈砂池の設置を検討しているところでございます。

河川への土砂流出は、北見市の問題だけではなくて、常呂川の水質を悪化させないためにも、町としても河川環境を良くする対策を今後とも行っていく考えでございます。

以上が、常呂川の濁水問題についての報告とさせていただきます。

次に、3点目の一般寄付金についてでございます。

前回の議会以降におきまして、一般寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

去る、7月17日、東町の中條寛道様から町へ100万円の寄付がございました。中條寛道様は、今春5月10日に更生保護功労者として瑞宝双光章を受章されたことを記念し、「町の環境美化に役立ててください」とご寄付をいただきました。

中條寛道様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとしまして、本臨時議会に補正予算を提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の質疑の時間をすることを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） この行政報告の中で、降雹による被害の関係なのですが、若干お聞きをしたいのですが、最初の6月22日の雹害のあとです。先般のものについては、まだそこまでどうのという結果が出てこないと思うのですが、6月22日のときの降雹の関係については、かなり道路から拝見しますと、早く根切りをして収穫を急いでいるというようなところが見当たるのですが、これらについてはもう少し具体的に今の段階でどういう状況にあるのか、もっと具体的にお聞きをしたい。

それから合わせて、そのあとの被害等についても、かなりたまねぎなどは黄色と言うのですか、色が変わってきているというようなことございまして、これらについても対応だとか含めて、どのような方向でJAとの進め方をしているのか、もう少し具体的にこれもお聞かせいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） たび重なる災害の関係なのですが、特にたまねぎを中心にかなり被害がいったということで、前回の6月22日も含めまして、かなりもうすでに廃耕したというのが2戸で2.5町ほどあるのですが、がんばるだけがんばるという部分がかかりありまして、正直なところ今の段階でもまだ上げてみなければわからないというような状況ですので、前回の災害、今回の雹害、これらも合わせまして、農業者と話し合いをしながら残すべきものは残す。そして、特に減農薬あたりについても、かけられるか、かけられないかというのをぎりぎりまで対応するというような形で、正直なところ6月、7月含めまして、現状ではまだ収穫してみなければちょっとわからないというような状況でございます。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 2点目の常呂川の濁水問題についてちょっと伺いますが、今の説明で水道協会の協定において6月と7月分による給水のそういう数字が出たということなのですが、この給水のあとの処置と言いますか、これについてはどういうことがなされるのか伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいまの2点目の常呂川の濁水問題に関する質問の中で、6月と7月にそれぞれ1,046トンと719トンの臨時給水を行っておりますが、これにつきましては、北見市のほうからこの経費について支払いを行うということの連絡が来ております。それで1トン210円の臨時給水の単価で、6月については21万9,660円、それと7月については15万990円、合計で1,765トンを給水しておりますけれども、37万650円を北見市から給水の料金として支払っていただけるということになっております。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 今の水道料金で37万650円は、これはお互い助け合う精神でいくと当然受け取るべきものではないと思われませんが、これは何とかならないか検討いただかないといけないと思います。ということは、訓子府町も何かあったときに、おそらく助けてもらえると思います。そういう観点からすると、当然北見市も金がない金がないという行政です。訓子府町もないです。しかし、ここで37万650円を受け取るということは、人道的にいかがなものか。これについては、受け取らないということをお願いしたいと思いますがいかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 川村議員から水道料の37万円何某の金額を受け取るべきではないのかというご意見がございました。私自身も、隣接の自治体としてそのご意向はよく理解しているつもりでございますけれども、先の行政報告でも申し上げたとおり、私どもこの一円は「日本水道協会の北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定」の自治体に入っております。これはそれぞれの自治体の水道料の実費負担のみはお互いにするという約束でございまして、そのほかの例えば消防自動車の貸与、職員の派遣経費等々につきましては、これはある意味ではお互い様ということになってございますし、そのほか私どものほうとしては、可能な限り北見市と連携しながら行政支援を行っているところでございますので、この金額の負担につきましては現状では今十分ご意向わかりますけれども、それぞれの自治体の責任において行うということでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第41号、議案第40号

議長（橋本憲治君） この際、日程第4、議案第41号、日程第5、議案第40号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第41号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第41号について、提案説明を申し上げます。議案書の5ページでございます。

議案第41号 鉄道跡地整備等基金条例の制定について。

鉄道跡地整備等基金条例を次のように制定しようとするものでございます。

この条例の内容は、次ページのとおりであります。この基金につきましては、ふるさと銀河線の鉄道施設等の計画的な撤去や跡地等の活用、さらには、ふるさと銀河線の代替交通機関でありますバスの持続的な運行のための財源を確保するために設置しようとするものでございます。

それでは条文の説明を行いますので、6ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条の設置の目的では、ふるさと銀河線鉄道施設の撤去、鉄道跡地の総合的整備及び公共交通機関であるバスの持続的な運行に要する経費の財源に充てるため、鉄道跡地整備等基金（以下「基金」という。）を設置することを規定してございます。

第2条、積立では、基金として積立てる額は、予算で定める額とすることを規定してございます。

第3条以降につきましては、財政調整基金や減債基金などと全く同様の規定であります。まず、第3条、管理では、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、第2項では、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを規定してございます。

第4条の運用益金の処理では、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することを規定してございます。

第5条、繰替運用では、町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定してございます。

第6条の処分では、基金は、その設置目的の財源に充てる場合に限り全部又は一部を処分することができることを規定してございます。

第7条、委任では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めることを規定してございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。

以上、議案第41号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第40号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように、1億7,131万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ41億8,429万6,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳

入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

ここで、添付資料であります北海道ちほく高原鉄道(株)の会社清算に係る補正予算資料により、跡地の譲渡価格と先ほど保留いたしました補償費の積算内訳について説明をさせていただきます。一番最後のページになろうかと思えます。ご覧をいただきたいと思えます。

まず、1のふるさと銀河線用地の譲渡価格等についてであります。沿線全体については後ほどご覧をいただくこととし、表の下半分の訓子府町分について説明をいたします。

今回の土地の譲渡価格につきましては、不動産鑑定士による評価額を基礎に積算しており、大きく市街地、農地区域、それと山林区域に分けて鑑定を行っております。それぞれ近傍地の地価に形状条件、地勢条件、規模条件での原価率を乗じ、さらには早期売却の市場原価を行った評価額となっており、沿線自治体に一定の配慮がなされた価格になっているのではなかろうかと考えております。訓子府町分の合計で申しますと、104筆、33万2,101.16㎡で、譲渡価格は3,171万円となっております。

なお、この価格につきましては、先日、財産審議委員会を開催いただきまして、一応ご承認をいただいているものでありますのでご報告をさせていただきます。

次に、下の表の補償費等の積算内訳でございますが、これについても沿線全体分はご覧をいただくこととし、表の下半分、訓子府町分について説明をさせていただきます。

補償費の基礎となる撤去費につきましては、撤去費の計Aの欄にありますように、総額で1億6,514万4,000円となっており、内訳は建物・ホーム等の撤去費が1,308万7,000円、レール・枕木・レール付属物の撤去費が、3,849万8,000円、電柱・電線等電気関係設備の撤去費が5,252万8,000円、橋梁の撤去費が6,103万1,000円となっております。

補償費につきましては、この撤去費から橋梁やレール、枕木等の有価物の売却予定額、この額につきましては、会社の解散を決定した昨年6月24日現在の市場価格でございますけれども、有価物の計、Bの欄にあります2,724万2,000円を差し引いた1億3,790万2,000円が会社から支払われる補償費となっております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきまして、また議案書の4ページをご覧いただきたいと思えます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、1億7,131万2,000円を追加する補正予算の内容について説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより提案理由の終わっております一括議題の議案第41号、議案第40号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第41号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第41号の質疑を終了いたします。

次に、議案第40号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 議案第40号の関係なのですけれども、その中でちょっと1点だけ1つ質問をさせていただきたいのですが、1つは地方交付税の関係でちょっと質問させてもらいます。

ここで、今回提案されていますその補正という形で出ていますけれども、これは7月31日に国のほうで今年度の普通交付税額が決定されたという流れの中で、この補正も出てきたのではないかというふうに僕は理解しているのですけれども、これに基づいてちょっと質問になるのですけれども、今回この普通交付税といういわゆる交付税というのは、こういう町にとっては非常に大きな予算のウエイトということになるのだと思います。

そして、この交付税の取り扱いについて、今年度からいわゆる三位一体の改革という形で若干変わってきています。その仕組みと言うか、いわゆる新型交付税の導入というような中身になっていたり、あるいはがんばる地方応援プログラムと言うのですか、ちょっと長いのですけれども、いわゆるその魅力のある地方をどういうふうを実現するのかと。それに向けてどういう取り組みをしているのかということが、交付税の算定に影響するというふうな中身でなっているというふうに理解はしているのですけれども、訓子府のこの交付税の決定について、それらがどのように具体的にその数字になって評価されると言うか、影響が出てきているのかと言うか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

いわゆる基本的にいけば、その三位一体の改革によって税額、交付税を減らそうという流れの中、減らしていきたいという考えだと思うのですが、そういう中身があったり、あるいはそのがんばる地方応援プログラムというものについて言っても、どう見てもこれはいろんな見方もあるとは思っているのですけれども、この例えば中身からいけば、行政改革、いわゆる行革の実績を示す指標というものが1つの指標となって、それに対してどういう取り組みをしているのかとか、あるいは出生率だとか、ごみ処理の量だとか、あるいは農業産出額だとか、いろんな何点かの項目があるのですけれども、それについてどうその町が取り組んで、その町がどういうふうな形でそれに取り組もうとしているのかということもあると思うのですけれども、そういったような中身でいろんな算定の基礎というものがあるかと思うのです。そういったものがどのような形で今回の決定されたものに反映されているのかというところをちょっと聞きたいなということで質問をいたします。

以上です。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま地方交付税、議案で言いますと3ページの地方交付税についてお尋ねをいただきました。

今手元のほうに資料を持ってきていないものですから、ちょっと全体的なお話でさせていただきたいと思うのですけれども、地方交付税につきましては議員おっしゃるとおり、新型交付税に変わった部分、あるいはがんばる地方応援プログラムの一環として算定されたものがそれぞれ項目として入ってきてございます。これが最終的にどのように現れているか、確かに積算上はそれぞれ個別の分野で計算するようになっているのですけれども、今回交付税の算定にあたりましては、従前ありました交付税算定するときに経常ですとか、

あるいは投資、それと公債費とかといろいろ分けていて細かくなっていたものが、これが投資の部分と通常で言う経常の部分と一括して計算されるようになっております。そして、その中で分けて新型交付税ですとか、あるいはがんばる地方応援プログラムの関係にそれぞれ計算をされているということでございます。結果としてどうなっているのかと言いますと、今年の普通交付税の確定額で申しますと18億9,200万円ということになりました。確かに、予算と申しますと1億円以上の増という結果になっているのですけれども、実質的な交付税であります臨時財政対策債が予算よりやや下回っているということもございます。そして、そのほかに昨年までありました所得譲与税ですとか、そういったものがなくなってきておりますからトータルしていくとやっぱり6,000万円とか、そういった額で実質的な交付税としては減ってきているのではなからうかというふうに考えております。そういった意味では、それぞれの要素として確かに計算はされているのですけれども、トータルで見た場合については決して総額で増えているということではございませんので、これはあくまでも国の積算、全体枠の中でのことでございます。

それともう一つ、がんばる地方応援プログラムの中で、町が独自にがんばっているものというお尋ねがありましたけれども、この中で特別交付税でこれから措置される分がございまして。それについてはまだ決定はされておられませんけれども、これについても特別交付税の総額が変わるわけではないのです。上乘せされるわけではないと。その中で、がんばる地方応援プログラム分だけを独立して積算をすると。結果として、その分はどこかが減るということではございませんので、自治体、市町村としては非常に厳しい状況にあるということでご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 今、企画財政課長が言われたのと工藤議員が質問したのとちょっと違うような気がします。

訓子府町はどのように交付税を余計にいただけるかということに取り組んでいるかということをお聞きしたように思ったのですが、訓子府町はどのように進んでいるのですか、結局新菊池体制になってから、これらの私たちが勉強する中ではがんばる地方に対しての交付税はすごく増額するというのを国がうたっています。それに向かって訓子府町がどのようになっているかということをお聞きしたように思うし、私もそれが聞きたかったのですが、どのようなことを進めていくか、それに向かっていくかということをお話いただきたいのですが。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、新型交付税を例に町の取り組み方法ということでの質問をいただきました。

それで今がんばる地方応援プログラムですか、そういったものもそれぞれ積算されていきます。それぞれの金額については出されているのですけれども、普通交付税の仕組みそのものが一定のルール、国で定めたルールに基づいて、その町の必要とする財政需要額がどれだけあるかと。その基礎となるのが、それぞれ人口だったり面積だったり、今言いましたがんばる地方応援プログラムの算定基礎だったりということでもあります。それはすでに出ている結果をもとに、国のほうで算定ルールを決めてございます。そして、一定の計算方法に出たものから町の税収等のものをまた国のルールに則って計算をして、その収支

差引額が普通交付税として各市町村に配分されてくるような仕組みになっております。ですから、この普通交付税という新型交付税あるいはがんばる地方応援プログラムというものについては、何かをやったことによってその実績に基づいた額が交付されるというものではありません。あくまでも一定の数値をもとにして、この交付税の対象になるかならないか、その該当を項目を立ててそれに該当するとすれば単位費用という単価をかけて計算されて交付されるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） それはわかりました。

ですが、私は訓子府町が財政難、財政難として交付税が減らされる、減ってきているということに対して、これからどう進んでどのように今企画財政課を中心進めているかということがなければ困るのでどのように進めているか、それとも今後進めないでこのままだったら行って終えんを迎えるのかということなのです。大切なのは町の姿勢であり、企画財政課の姿勢であると思います。ですから、私の聞いたのは今後の町の進め方、そして、減っていく地方交付税に対してどのような考えでいるかということをもう少しお話しただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 川村議員のおっしゃるように、普通交付税が私どもの新しい事業がどのようにこれから展開されているのかと。がんばる地方応援プログラムさることながら、国は、今手元に資料持ってきておりませんが、それらに該当する10項目に及び事業メニューを出しているところがございます。これは平成18年度、現在平成19年度については、それがすなわちイコール今回の交付税に反映されているという状況ではございませんので、少なくともこれから私自身も選挙等を通じてお話しているとおり、メニューに合致したものをできるだけ新年度予算に取り入れながら要望していくと。しかし、現状の平成19年度の交付税の18億何某については、今企画財政課長が説明しましたとおり、人口やあるいは税收等々の決まった1つのルールに基づいての減額という状況が総体として、国全体の中で減額としている状況でございますので、川村議員がご指摘のとおり、地方交付税の必要なものは必要なだけ要望していくし確保していただくと。同時に、それから政策的な提言の中で少しでも交付税が参入されていくような私どもの政策を今後どんどん要望していかなければならないという状況であるということをご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 銀河線の関係で少し伺いたいと思いますが、この数字は鑑定評価については、平成18年6月の時点という話でした。それでいいのですね。それで最終決算でありますから、おそらくと言いますか、第一基金の48億円を基本とする数字のことだと思いますが、1つとして各土地の評価があります。市街地だとか、農村区域だとかありますが、計算すれば出るのでしょうかけれども、確認のために、単価としては市街地がいくら、畑に該当すると言いますか、農地に該当するものについてはいくらという数字を示していただきたいと思います。

それから、この銀河線の事業につきましては、1口5万円の株券を出資しているわけで

すけれども、これの評価と言いますか、行方はどういうことになるのか伺います。

それと、町として今後アンケートなどで利用の方向を取っておりますけれども、現時点で町の考え方として跡地の処理をどんなふう考えているのか、今お答えできればお願いしたいと。

それと、鑑定評価の額と言いますか、差引補償額が1市6町で21億9,100何某の金額がありますけれども、各町村別の金額がどれぐらいになっているのか伺いたします。

それと撤去の条件、レールだとか、橋だとか、そういうものがありますけれども、この条件はどういうことになっているのか、例えばこれなりの一定の期間内に処理しなければならないとか、そういうことであります。よろしいですか。それではお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、5点にわたりお尋ねをいただきました。

まず、1点目の土地の評価の平均単価というお尋ねでございます。それでこれ細かくはもっとさらに例えば訓子府であれば、中で本当の駅構内の分とそれ以外の分というふうに分かれてしまうのですけれども、ここに出してあります表をもとに単純に割り返しますと、市街地と言えば㎡単価320円、そして、そのうち訓子府市街地については376円、日出市街地については72円、農地区域については㎡30円ということになります。

それと、2点目の株券の関係でのお尋ねでございます額面5万円の株券でございますけれども、先日7月23日に清算人会がございまして、その中で貸借対照表の報告がございました。これは清算会計年度の1年次ということで、平成19年6月24日現在のものがございます。そこで示された純資産というのが4億8,470万6,000円となっております。それでこの会社の株券につきましては、9,999株ございますので、単純にそれで割り返しますと4万8,000円台の配分があるのかなというふうに推定はできます。ただ、この配分につきましては、最終的な残余財産の決定がされます2月の末以降になると思います。予定では2月末となっておりますけれども、そこで残余財産が確定しない限りは、この配分額についても決定しないということでご理解をいただきたいと思います。いずれにしても、4万8,000円台の金額は皆様方にお返しできる状況でなかろうかと考えております。

それと3番目に、町として今後の跡地処理の考え方についてのお尋ねをいただきました。ご案内のとおり、新聞等を通じましてあるいは農業情報システムのFAXを通じまして、皆様方から3度目のアイデア募集というのを先日、まだ今もやっている最中でございます。何点かものものが出されてきております。今回、今まで3回分のものをまたまとめまして、広く町民の皆様方に意見を聞いてまいりたいと。その上で、町民の方々から本当にこういう施設になって良かったと後々喜ばれるようなものに使えればよろしいかと思ひまして、そういった方向で今これから検討するところでございます。基本的には、こうした財政状況もありますから多額のお金をかけて整備することにはならないかと思ひます。できれば、町民の手作りでと言いますか、皆様の力とお知恵を借りながら進めていければというふうに考えております。

それと、4点目にいただきました鑑定評価というお話でしたけれども、補償費については解散日現在の時価額を基礎にしてございますので、補償費については時価額でございます。鑑定評価は入ってございません。土地のほうが鑑定評価ということでございます。お

尋ねありましたのは、補償費に係るご質問だというふうに理解しましたので、市町村別に金額をお話してまいりたいと思います。

それで全体で、まず訓子府町分で申しますと1億3,790万2,000円ということでした。隣町の北見市については、3億2,538万5,000円と。これはなぜこんなに多いかと言いますと、いわゆる国や道の管理河川があるものですから、橋梁が非常に大きいと。したがって、その撤去する金額が多くなってございます。同様に置戸町です。2億1,201万5,000円となっております。これも国の管理河川にかかる橋梁によるものでございます。それと陸別町が3億9,724万1,000円、足寄町が5億8,922万3,000円、本別町が3億6,385万5,000円、池田町が1億6,627万5,000円というふうになってございます。国の管理河川にかかっているのが、今言いました置戸町と北見市がでございます。そして、そのほかに道費、河川にかかっているこれも橋梁、比較的大きいものになりますけれども、それが無いのは訓子府町だけでございます。

それと、最後に5点目で、レールや橋梁の撤去の条件はというお尋ねをいただきました。基本的には、会社から補償費としていただく以上は、基本的には撤去しなければならないと。ただ、再利用するものについては、この限りではないと。例えば、陸別町でやっております鉄道公園に使う施設分ですとか、そういったものは慌てて撤去する必要はないですよということを言われています。そして、それ以外のものについては原則5年以内の撤去ということで、道と沿線1市6町の首長で構成します関係者協議会の中で、そういう申し合わせになってございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 今の説明の中でよく理解はできたのですが、この跡地の利用です。確かに、今町民の声をということいろいろありますけれども、非常に大きな面積であり、それから町のちょうど中央を走るような場所でもありますので、町として、町民の考え方は考え方として十分聞き入れることは大事だと思いますけれども、将来の町のために町としての考え方を当然協議するでしょうけど、そのことについて町としての考えがもしあれば聞かせてください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、私どもの町が土地で言いますと104筆、そして、登記簿地積で言う面積で申しますと、33万2101.16㎡というのが私どもが今受ける土地の代金、面積でございますし、ご質問ございましたとおり、それぞれの市街地区、日出地区、農村地区の価格、単価は先ほど課長が申したとおりでございます。これらの購入については、昨日の財産審議委員会におきましてご理解をいただいて、地勢価格のいずれにしても、市街地価格で言うと4%価格、それから日出市街でいくと2.4%、農村地区でいくと地勢の8.3%ぐらいの安価な価格で不動産鑑定士の評価に基づいたものを購入させいただくということでございます。

その後のものにつきましては、一昨年ほどから町民の跡地利用のアンケートをとっているところでございますけれども、町としてそれらをこれからどうするのかということにつ

では、それぞれの沿線自治体もまだ明確な状況ではないと。私どもは、今後これらの意見を参考にしながら一定のルールを決めなければならないだろうと。1つは、例えば南北に横断する道路の踏切の確保ということは当然出てこなければならないと。ただ、1つは切り売りのことについては、極力避けていかなければならないだろうと。空洞化するような形のものではできないという中で、今特にアンケートの中で例えば先ほどの行政報告でございましたように、寄付を町民の労力と提供による全体の花壇をベルト地帯としてつくってはどうかという意見等々含めて、あるいはもうすでに土地を売ってほしいという要望もございますのでこれらを参考にして、私どもとしては佐藤議員もご心配しているとおり、まずは購入まではご理解をいただきまして、その後については慎重に町民の意見を求めながら新しいまちづくりの有効利用の中で、鉄道の跡地をどうするかという方針を議会とも相談しながらこれから示していきたいと。その点で言いますと、私ども現時点では町としてこうするというものは持っていませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今の鉄道跡地のことなのですが、町民のほうにいろんなアンケートを取るとはいいのですが、今後それをどうするかという決定するための話し合う機関というのでしょうか、それは話し合いの中では、町民は参加できないのでしょうか。あくまでも、役場の中の人たちだけでそれは決定する事項なののでしょうか、もっと幅広い意見を求めて、その話し合いの場も幅広い人材でやったらいかがなものかと思うのですが、その辺伺いをいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、アンケート取り組み後の取り扱いについてのお尋ねをいただきました。これからのご案内する事項になろうかと思えますけれども、今度広く町民の皆さんと協議したいということで8月31日になるのですけれども、こちらのほうから今人選中なのですけれども、各団体の代表者あるいは町内会長や実践会長、さらにはそうした方については、一応委員としてご委嘱を申し上げ、さらに一般町民の方についてもアドバイザーとして傍聴していただくと。そして、場合によっては、必要に応じて発言の機会も確保するようなことも含めて今考えてございます。これからまた決まりましたら、あらためてまたご案内のほうを差し上げたい、PRもしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほど、撤去に関して5年間のうちに撤去というお話がありましたが、今財政基金に繰り入れている1億3,709万2,000円、そのうち撤去にかかる費用、今は試算では出ていますが、あくまでもこれは撤去ということで財源いただいていますけど、今バスを運行を継続的にするために支出できる。また、今バス会社から年間町からどのくらい支出しているかわかりませんが、そういうことも含めて正味どういうふうに見えるのかというのが難しい問題だと思います。

それと、先ほど撤去の条件の中で橋梁は撤去ということですが、あとは砂利、枕木、これも全部撤去なのか、また今ここで売却の資産として鉄、枕木などありますが、これも

それだけの値段で売却できるのか、その辺も含めるとずいぶん難しい問題があると思いますが、その点お伺いいたします。

今、この基金の中からどうしても必要になる数字をどのぐらいかかるか教えてください。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、撤去の関係でお尋ねをいただきました。バスの差額の補助も含めてのご質問だったと思いますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

資料のほうにつけてございますように、この撤去費と言うのは通常の公共事業というよりも、JRでやっております工事等の単価をベースにして、いろいろ積算をしているようにございます。基本的には、かかってもこれぐらいの範囲内では間違いなく納まるのでなからうかというふうに私どもとしては考えております。ただ、あとこれもやり方によってはさらに圧縮も可能かと考えております。基本的に5年以内の撤去ということですから、これから本当の必要なものから順次進めていくこととなりますけれども、先ほどお尋ねありましたそのバスの差額補助、今回基金条例をお認めいただきますと、そうしたものも基金から出ていくようなこととなりますが、今回のこの補償費に関しては、あくまでも会社からいただく撤去費にかかるものでございますので、基本的には、ここにあるものについては原則5年以内にまず撤去しなければならないということでご理解をいただきたいと思います。ただ、再利用するものですか、そういったものについてはさらに延長することも認められております。

それと関連しますけれども、先ほど言いましたバスの差額補助を少しでも確保するためには、こうした撤去費を限りなく圧縮して、その財源を生み出すまず努力が必要だと。そして、そのほかにその下にあります有価物の売却の価格を少しでも高く売却するというのも、また一方では必要になっております。現時点では、まだ具体的に金額がどれほどここから生み出していくことができるかはちょっとお答えできないのですけれども、現状何か鉄の値段が非常に高騰しているというようなこともありますので、その撤去の時期によっては相当の残預金が出る可能性があると言えるかと思っております。

なお、この今回の補償費とは別に会社の経営ですとか、あるいはバスの差額補助なんかは今使っております北見市管理の第一基金というのがございまして、そういったものの用途についても、これら跡地利用、例えば先ほど言いました今回の補償費はあくまでもレールと枕木の部分で、その下にある砂利ですとか、盛土の分は含まれておりません。そうしたものの撤去にも使えるように、あるいは用地の確定、さらには町が単独でやるバスの差額補助なんかに使っていただけるようなものに、その第一基金のほうからまた年度末に配分される予定になってございます。そうしたものも一緒にこの基金のほうに積み立てをし、そうした差額補助等にも充てていければというふうに考えております。いずれにしても、今後議会を通じまして予算審議の中で、またご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようでございますので、議案第40号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。討論ありますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第41号、議案第40号の採決をいたします。討論のなかった案件については、一括採決いたします。

議案第41号、議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時20分まで休憩をいたしたいと思えます。暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

議案第42号

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

日程第6、議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。

管理課長。

管理課長(平塚晴康君) 議案書の7ページをお開きください。議案第42号について、提案説明をさせていただきます。

議案第42号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

事業名は、訓子府中学校教育用コンピュータ整備事業でございます。

契約の相手方は、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎です。

この契約事務につきましては、北海道市町村備荒資金組合と今回の入札で落札しました株式会社小柳中央堂との間で売買契約を行い、契約完了後に本町に譲渡されるものでございます。

契約金額は、1,605万3,870円であり、内訳につきましては、落札金額が1,528万9,400円で、消費税が76万4,470円でございます。

品名・数量につきましては、教師用コンピュータ1台、生徒用コンピュータ40台、周辺機器、校内LAN整備ほかでございます。

納期限は、平成19年9月10日でございます。

なお、今回の中学校教育用コンピュータ整備事業は、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業として申請し、すでに7月13日付でご決定をいただいておりますことを申し添えいたします。

以上、中学校教育用コンピュータの取得につきまして、議会の同意を求めるものでございますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今説明がありましたので、大まかな内容についてはわかりますが、この教師用コンピュータ1台、生徒用コンピュータ40台、それぞれ同じものなのか、また内容等について、単価についてお示しをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） このコンピュータにつきましては、教師用、それから生徒用につきましては、若干のパソコンの本体の機種が変わっております。性能、教師用については、若干性能がいいものを使用しております。また、教師用については、そのほかの付属の部分でも、本体以外の部分で整備をしている。これは生徒たちが扱っている状況を確認できるシステムを導入するだとか、そういうことでやっております。例えば、単価ということもございますけども、これにつきましては、定価から今回の実際の執行率で見ますと、予定価格は別ですけども、執行率で見ますと82%ほどで入っておりますけども、それで見ると生徒用のコンピュータについては、定価が11万2,000円でございます。そして、これの先ほどの執行率ということになってきますと、約9万円ほどということになるかと思えます。

それから教師用のコンピュータについては、先ほど言いましたコンピュータ本体は、定価が14万9,000円ということございまして、これの入札率で見ますと、大体13万円ほどという形になってこようかと。全体的に先ほど言いましたこの執行率、見積額とそれぞれ違っておりますので、細かい数字ということにはちょっとここで述べられませんが、概ねこういう形になっているとご了解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 6月の補正予算のとき、債務負担行為で翌年度以降ということで、訓中教育パソコンコンピュータ機器整備が出ておりましたが、そのときの金額が1,946万5,000円で5年の期間でとありました。これ今具体的に、備荒資金でこれだけ借り入れというふうになるのであれば5年間でどのような負債償還をしていかなければならないのか、それとも利率はどのくらいだとか。

それともう1点、更新になりましたから今ある機器は、それはどういうふうになるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 債務負担における備荒資金組合の償還の関係でございますけども、6月の補正時点で総額1,946万5,000円ということございましたけども、今回予算とそれから購入するもの若干精査しながら購入した部分もございまして、それから先ほどの入札減ということもございまして、契約金額が1,605万3,870円でございます。これに対しまして、利子5年間の分として利子が60万380円ということございまして、総額1,665万4,250円でございます。

なお、この部分の利率につきましては、6月の補正と同率の利率1.3%を使ってございますので、今後この備荒資金組合の利率が変わってくれば、今申し上げました金額も変わってくるといことでご理解をいただければと思います。

次に、更新した古い部分のコンピュータの関係でございますけども、基本的に現在のコンピュータは7年前に入れている部分ということで、かなり古い部分がございます。そういったことで、このウインドウズのサポート期間も終了しているということ。それから民間に払い下げる、個人に払い下げという場合については、パソコンのデータ消去も必要だということ、これに経費がかかる。それから再度データを消去して、それからハードディスクを空にして、また再度インストールするということで、これもまた手数料もかかってきますけどもそういうこと。それから、パソコン自体が先ほど言いました7年前ということで、破損してもその保証のパーツがないというようなこともございます。また、新しいソフトに対応できるものが、ソフトが少ないということもございますし、プリンタの関係についても、これも古いことから現在のプリンタに合わない部分も出てくるというようなこと。こういう総体的なことを考えまして、基本的に廃棄をするということで進めたいというふうに考えております。

なお、この中で町の幼稚園・保育園、これ子どもたちの遊びの部分も含めてですけども、あと保育士たちの事務ということで、若干ワード、それからエクセルという形で使える部分がありますので、子どもたちが使っていたという部分でかなり破損と言うか、フロッピーディスクも故障がちな部分もありますので、その中で程度のいいものを今言いました幼稚園・保育園のほうに持って行って使用するということも含めて、その残りを廃棄したいということで考えてございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） お尋ねしたい件は、このコンピュータというもの、その他についてですが、今教育委員会においてすべての施設が有料化になっています。そのときに、学校という名前と福祉という名前においては、すべて行政が負担をしているということは、ちょっと私としては、これは生徒の家庭による実践的なコンピュータであれば何らかの負担が必要ではなかろうかと。これは高齢者医療、後期医療何々とかいろいろなもの負担は、我々高齢者にはかかってきています。ところが、この教育というものと福祉というものが冠についてくれば、これをすべて行政が負担するべきものではおかしいような気がしてなりません。そして、これからいろいろ高齢者の負担が大きいという時代に、いかがなものかとあまり言いたくはないのですが、やっぱり応分の負担は当然生徒間をお願いするという考え方でいかなければいけない時期ではなかろうかと思うのですが、教育長どうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまのご質問でございますが、一応基本的には義務教育につきまして、次代を担う子どもたちの育成というふうな観点で、今このような対応をさせていただいているわけでございますが、実はこのコンピュータ機器につきましても、地方交付税でみていただいていると。国のほうで、これはある程度割り付けがございまして、交付税の算定基準の中に含まれているというふうな観点もございまして、次代を担う子

どもたちの環境整備という観点で、それらも含めまして、今後また対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 先ほどご説明の中で、今回取り換える前のものは7年前のものと伺いましたが、今回新しく入るコンピュータは一体どのくらいの保証があるものなのでしょうか。どんどん今コンピュータというのは進歩していくわけですが、その点業者の答えはどのようなものなのかお聞きします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今回の更新の部分につきましては、買い方の違いはある。備荒資金から1回償還するという、備荒資金に償還するという買い方でございますけども、いずれにしても、これについては5年間で償還をしながらやっていくわけですが、保証というのは、町が使っている部分、機械への保証というのは別にあると思っておりますけども、故障だとかそういう部分では保証はあると思っておりますけども、あと町の財政事情も含めていろいろ想定していて、今回7年で更新したような形で、この次は8年だとか5年だとか10年という形で、その都度このコンピュータの中では相当進んできておりますので、その時々で対応していく形になろうかなというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号

議長（橋本憲治君） 日程第7、議案第43号 林産物売払いについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書8ページをお開き願います。議案第43号について、提案説明をさせていただきます。

議案第43号 林産物売払いについて。

次により、財産処分の契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記以下をご説明いたします。

事業名、町有林生産素材販売。これにつきましては、昨年10月の低気圧による町有林

の風倒木6.71ha分についての素材販売でございます。

相手方は、津別町にございます熊谷林産株式会社。

契約金額につきましては、1,260万円。

材積につきましては、カラマツを中心といたしまして、カラマツ、アカエゾマツ、トドマツ、雑木、合わせまして1,640.139? ということでございます。

以上、林産物売払いについてご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、昨年の災害時の倒伏の木のことというふうに解釈していいと思いますが、まず1つとして、この津別町の熊谷林産との林産物のほうがあるのですけれども、訓子府が出資しております新生紀森林組合があります。そちらのほうとはもちろん引き取り先がなければあれですけれども、そういう関係での話し合いと言いますか、そういうことが不可能であったのかあるいはなかったのか。

それと主にカラマツですが、輪齢年数はどれぐらいのものがこういう被害があったのか。

それと6.71ha。これ意味がちょっとわからないのですが、全部切ってしまうということか、倒伏の被害のあった面積がこれだけで、あとは残ってまた当分置くということになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、契約の相手先なのですが、これにつきましては、指名願いが出されている。具体的に言いますと6社。その中には、もちろん新生紀森林組合も含まれてございますけれども、6社に案内しまして、実際に入札に参加された方は4社、これにも新世紀森林組合は含まれております。その中の入札で、結果として熊谷林産株式会社さんに落ちたということでご理解をいただきたいと思います。

それと、これは風倒木なものですから、輪齢については一定ではないということですが、カラマツでいきますと一番径でいって、直径でいって多いのはやっぱり径の少ない7cmから12cmですとか、あるいは12cmから14cmとか、やっぱり径の小さいもののほうが多かったというふうに認識しております。

それと面積ですが、これについては実際に今回補助事業使って風倒木処理したという関連もありますので、箇所的にいきますと全部で町有林で8カ所ありました。そのまとまった箇所の面積の合計ということで、それが6.71haということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長(橋本憲治君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成19年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時44分

以上、平成19年第2回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員